

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

神戸市

2 構造改革特別区域の名称

神戸果実酒・リキュール特区

3 構造改革特別区域の範囲

神戸市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 市の地勢

神戸市は、本州西部のほぼ中央、本州と四国、九州に挟まれた内海である瀬戸内海の東端にあたる大阪湾の北岸に位置している。

市域の南端は大阪湾に面した海岸線となっており、そこから内陸部に向け 557.03km² の面積を有し、人口は約 151 万人となっている(2022 年 12 月 15 日現在)。

市域は、六甲山系を境として大きく 2 つのエリアに分かれている。六甲山の南側、大阪湾に面した地域には、神戸港開港以降に形づくられた旧来の市街地が広がっている。旧市街地には臨港部の埋立地を中心に様々な製造業が立地するほか、商業活動の中心ともなっている。また、海上にはポートアイランド、六甲アイランド、神戸空港島などの人工島がつけられ、市域の約 1 / 3 の面積である旧市街地域に、100 万人を超える市民が居住している。

一方、六甲山の北方、西方は六甲山系より標高の低い丹生・帝釈山系やなだらかな丘陵地帯が広がっており、近郊農業が営まれてきた。1970 年代以降は、道路網の整備と併せて順次、ニュータウンや産業団地などが開発されてきている。

六甲山系は、旧市街地のすぐ後背に海岸線と平行して広がり、市街地を挟んで海と山が隣接していることが神戸の特徴ある景観を形成している。主峰である六甲山の標高は 931.3m となっているが、山系の頂上部は比較的平坦で東西に広がっており、観光施設や保養施設等が点在して、市民が身近に自然に触れ合うことができる場となっている。また、山系の北側には、日本でも最も古い温泉のひとつとして知られる有馬温泉が位置し、多くの人々に利用されている。

神戸市の海岸線は、総延長が約 35km ある。現在ではその大半が護岸改修され岸壁となっているが、自然の海岸が残っている須磨海岸は阪神間では数少ない海水浴場として夏には多くの海水浴客が訪れている。

河川については、六甲山の溪流に端を発し、旧市街地を南北に横切って短い距離で大阪湾に流れ込む都市河川群と、北区、西区の丘陵地帯を比較的緩やかに流れる明石川水系、加古川水系、武庫川水系などの河川群とに二分される。また、年間降雨量の少ない瀬戸内海性気候を反映して、北区、西区には多くのため池があるなど、様々な種類の淡水域を市域に有している。

(2) 経済

平成 30 年度の市内総生産は、名目 6 兆 6,561 億円、実質（連鎖方式）6 兆 5,056 億円で、経済成長率は名目で 0.3%増、実質では 0.2%増となった。生産側（名目）では、製造業（対前年度比 0.4%増）や情報通信業（同 4.2%増）が増加し、全体では 0.3%増となった。生産側（実質：連鎖方式）では全体で 0.2%増となった。分配側では、市民所得は 1.7%増となった。支出側（名目）では、民間最終消費支出（同 0.4%減）が減少し、総資本形成が前年度比 8.2%減となっており、民間総固定資本形成が民間住宅投資、民間企業設備投資ともに減少した。

(3) 農業・農村

神戸市の農業は、市域の約 1 / 3 を占める西北神に広がる豊かな農業地域を活かして、多彩な農産物の生産と供給を通じて市民生活を支えている。さらに、豊かな自然環境の保全と良好な景観の形成、余暇活動の機会の提供、伝統文化の継承など快適で潤いのある市民生活の実現に大きな役割を果たしてきた。

特に果樹については、昭和 50 年代に国営東播用水事業により造成された農地を活用したワイン用ぶどうや、西区押部谷町の西日本最大級の果樹団地の梨、桃、ぶどう、柿、西区を中心に広く栽培されているイチジクなどの生産が盛んで、兵庫県内では果樹の算出額 1 位となっており、令和 4 年 1 月に策定した果樹産地構造改革計画にも市の特産品として位置づけられている。また、イチゴについても、本市において 1920 年代から栽培が始まり、神戸の特産品として、スイーツ文化を支えてきた。北区二郎地区を中心に産地として知られており、次期や品種によって、味や大きさがさまざまである。甘みが強く形が崩れにくいスイーツ向けの「やよいひめ」、柔らかく酸味がまろやかで子どもも食べやすい「章姫（あきひめ）」、そして、果肉の中心まで赤く華やかな香りの「紅ほっぺ」など種類が豊富であり、それぞれ栽培の工夫を行い地域ブランドの生産に力を入れている。兵庫県下のイチゴ栽培面積の 4 割以上を本市が占めている。

しかし、昨今の農産物価格の低迷や生産費の高騰により農業所得が減少している。また、農家戸数についても減少傾向にあり、農村人口については 30 年間で半減している地域もある。

このような状況から、少子・高齢化の進行、後継者不足により、農業・農村の担い手の減少、耕作放棄地の増加などの課題を抱えている。

5 構造改革特別区域計画の意義・目標

本市では、農業・農村の活性化をはかるため、農村地域への移住・定住の推進や農家レストラン等の起業の促進、都市と農村の交流促進に取り組んでいるところである。また、都市近郊の立地を活かした地産地消の取り組みも行っており、地域の農産物の付加価値を高めるとともに、市民への市内産農産物の普及を行っている。

こうした状況の中、特産物を活用した、果実酒、リキュールの製造に係る規制緩和を行うことにより、果実酒等の販売を通じて、交流人口の拡大や地域農産物の利用拡大を図っていく。あわせて、原料である特産物の需要が広がり、生産拡大への機運が高まることにより、果樹生産に取り組む新規就農者の増加、定着につながり、農業上の大きな課題である担い手の確保に寄与すると期待できる。また、傷物などの B 級品果実をリキュール原料として活用することにより、農業者の収益向上とフードロスの削減にもつながるものである。

本計画は、構造改革特区の特例を受け酒類製造免許の最低製造数量基準の緩和を受けることにより、特産物である果樹・果実を原料とした果実酒、リキュール製造の起業や新規参入を促し、もって都市と農村の交流や特産物の需要拡大により、農業・農村の活性化につなげていくことを目標とする。

6 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本計画に基づき、令和6年度中に果実酒の製造が1件開始される見込みである。予定される実施主体は、市街地において飲食店を複数運営しており、市内農村地域の特産農産物を市内市街地で消費することにより、地産地消の推進と農村地域の関係人口を増やす効果が見込まれる。

また、特産物の需要拡大により農業者の営農意欲を高めるとともに、果樹生産に取り組む新規就農者の増加、定着につながり、農業上の大きな課題である担い手の確保に寄与すると期待できる。

構造改革特別区域計画の実施による経済的社会的効果（新規参入事業者数）

	R5～ R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
果実酒、リキュールの製造に新たに 取り組む事業者数	1件	0件	0件	1件
(累計)	1件	1件	1件	2件

構造改革特別区域計画の実施による経済的社会的効果（果樹分野の新規就農者数）

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
果樹分野の新規就農者数	3人	3人	3人	3人	3人
(累計)	3人	6人	9人	12人	15人

7 特定事業の名称

709 (710、711) 特産酒類の製造事業（構造改革特別区域法第26条）

(別紙)

1 特定事業の名称

709 (710、711) 特産酒類の製造事業 (構造改革特別区域法第 26 条)

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産される地域の特産物として指定された農産物 (梨、桃、ぶどう、柿、イチジク、イチゴ又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。以下「特産物」という。) を原料とした果実酒又はリキュール (以下「特産酒類」という。) を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記 2 に記載される者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

神戸市の全域

(3) 事業の実施期間

上記 2 に記載される者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記 2 に記載される者が、地域の特産物を原料とした特産酒類の提供・販売を通じて地域の活性化を図るために特産酒類を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、地域ブランドの果実酒やリキュールの製造・販売を通じて、交流人口の拡大や地域農産物の利用拡大に資するよう、地域の特産物を原料とした特産酒類を製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準 (6 キロリットル) が、果実酒については 2 キロリットル、リキュールについては 1 キロリットルに引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことによって、果実酒やリキュールの製造・販売への新規参入を呼び込むとともに、市内飲食店等の魅力を高め、さらに特産物の生産者と連携することにより地域の魅力の向上となり、都市と農村の交流や農業・農村の活性化にもつながるものである。

このような地域・民間の自発的な取り組みが広がることは、地域の活性化にもつながるという観点からも、当該特例措置の適用が必要である。

なお、当該特例措置により、酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告・納税や記帳義務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

本市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、特産酒類に係る製造免許を受けた者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。